【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月18日
【会社名】	株式会社ビックカメラ
【英訳名】	BIC CAMERA INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　秋保　徹
【本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目23番23号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。）
【電話番号】	－
【事務連絡者氏名】	－
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区南池袋二丁目49番７号
【電話番号】	03－3987－8785
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理本部副本部長　佐藤　佑太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第２号の２の規定に基づき、2026年10月19日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価格」及び「発行価額の総額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

（２）発行数
（３）発行価格
（４）発行価額の総額

3【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿を付して表示しております。

（２）発行数
（訂正前）
1,820個とする。
上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
（訂正後）
1,746個とする。

（３）発行価格
（訂正前）
新株予約権の払込金額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した１株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を乗じた金額とする。これは新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。
なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
（訂正後）
新株予約権１個当たり 167,100円（１株当たり 1,671円）。これは新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）における新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。
なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

（４）発行価額の総額
（訂正前）
未定
（訂正後）
291,931,200円

以　上